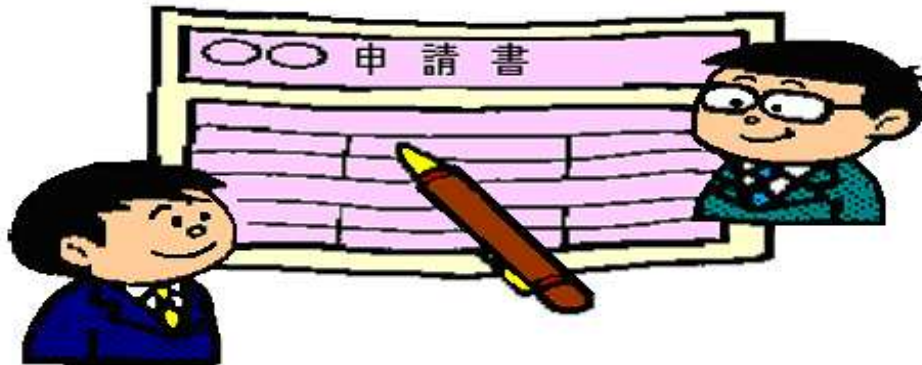


使用済自動車に係る 自動車重量税還付申請書の 記載の手引



還付申請は、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出の申請と同時に行います。このため、還付申請は、永久抹消登録申請書や解体届出書の様式の中に還付を受けるために必要な事項を記載して申請することとなります。

平成 28 年 1 月以後提出する自動車重量税還付申請書については、申請者の「マイナンバー（個人番号）又は法人番号」の記入が必要となりました。

また、マイナンバー（個人番号）を記入した申請書を提出する際は、本人確認が必要となります。詳しくは、21 ページをご覧ください。

目 次

1 還付申請の際に必要な書類等について	1 ページ
2 還付申請書の提出先について	2 ページ
3 還付申請書の具体的な記入例	
(1) 登録自動車の場合	
① 所有者本人が還付申請する場合	
イ 所有者が個人の場合	3 ページ
ロ 所有者が法人の場合	4 ページ
② 代理人が還付申請手続を行う場合	5 ページ
③ 代理人が還付金を受領する場合	6 ページ
④ 共同所有者が還付申請する場合	7 ページ
⑤ 委任状の記入例	9 ページ
(2) 軽自動車の場合	
① 所有者本人が還付申請する場合	
イ 所有者が個人の場合	10 ページ
ロ 所有者が法人の場合	11 ページ
② 代理人が還付申請手続を行う場合	12 ページ
③ 代理人が還付金を受領する場合	13 ページ
④ 共同所有者が還付申請する場合	14 ページ
⑤ 申請依頼書及び委任状の記入例	16 ページ
(3) 共通	
① 還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合	17 ページ
② 住所や所在地等が住所コード表に無い場合	18 ページ
③ 郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合	19 ページ
④ ゆうちょ銀行の口座へ還付金の振込みを希望する場合	19 ページ
⑤ 交付される自動車重量税還付申請書付表1について	20 ページ
⑥ 番号制度に係る自動車重量税還付申請書の提出について	21 ページ
⑦ お問い合わせ先について	22 ページ

1 還付申請の際に必要な書類等について

① 自動車重量税還付申請書（OCRシート） 登録自動車の場合：第3号様式の3 軽自動車の場合：軽第4号様式の3
登録自動車の永久抹消登録申請と同時申請の場合、還付申請書に所有者の実印を押印し、その実印の印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のもの）を併せて提出することとなります。
② 自動車重量税還付申請書 付表1
<u>還付申請書付表1は、あらかじめ記載して提出する書類ではありません。還付申請書を提出することによって、受付窓口において交付される書類です。</u> (交付される自動車重量税還付申請書付表1：20ページ)
③ 自動車重量税還付申請書 付表2
<ul style="list-style-type: none">・ 還付申請書のOCR読取箇所の<u>記入可能文字数を超える氏名又は名称などである場合に提出</u>することとなります。・ <u>住所又は所在地などが申請場所に備え付けてあるコード表に該当しない場合に提出</u>することとなります。 (記載要領：17ページ及び18ページ)
④ 自動車重量税還付申請書 付表3
<u>共同所有している自動車の還付申請をする場合に提出</u> することとなります。 (記載要領：登録自動車8ページ、軽自動車15ページ)
⑤ 代理申請に係る委任状（軽自動車は申請依頼書）
<u>所有者本人以外が還付申請手続きをする場合に提出</u> することとなります。 (記載要領：登録自動車9ページ、軽自動車16ページ)
⑥ 代理受領に係る委任状
<u>所有者本人以外が還付金を受け取る場合に提出</u> することとなります。 (記載要領：登録自動車9ページ、軽自動車16ページ)
⑦ 本人確認書類
<u>個人の方が個人番号を記載した申請書を提出する場合に必要</u> となります。 (必要な書類等については、21ページをご参照ください。)

(参考) 永久抹消登録申請等に必要な書類等 (一般的な例)

区 分	手 続	必要となる書類等
登録自動車	永久抹消登録申請と同時申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証 ナンバープレート前後2枚
	一時抹消登録をしている登録自動車の解体届出と同時申請の場合	一時抹消登録証明書 ※ 一時抹消登録証明書 (一時抹消登録証明書の交付を受けた後に所有者の変更等が行われているときは自動車登録ファイル) に記載されている所有者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票 (発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出と同時申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> 自動車検査証 ナンバープレート前後2枚
	自動車検査証を返納している軽自動車の解体届出と同時申請の場合	自動車検査証返納証明書 ※ 自動車検査証返納証明書 (自動車検査証返納証明書の交付を受けた後に所有者の変更等が行われているときは軽自動車検査ファイル) に記載されている所有者と異なる場合は「譲渡証明書」及び「現在の所有者の住民票 (発行後3ヵ月以内のもの)」が必要となります。

※ 詳しくは最寄りの運輸支局及び自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

2 還付申請書の提出先について

還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、**永久抹消登録申請又は解体届出の手續と同時に運輸支局等に提出します。**

提出された還付申請書は、運輸支局等における所要の手續が完了した後に、所轄税務署に引き継がれ、税務署においては、還付金の支払いを適正に行うための申請書の審査など所要の手續を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等に提出されてから、所轄税務署長により還付金が支払われるまでに**おおむね2か月半程度**かかることをご理解願います。

区 分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請 (一時抹消登録をしていない自動車)	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解体届出 (一時抹消登録済みの自動車)	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出 (車検証を返納していない自動車)	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解体届出 (車検証を返納済みの自動車)	最寄りの軽自動車検査協会の事務所

※ 「輸出抹消の場合」や「車検残存期間が1ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご注意ください。

※ 自動車重量税還付申請書の記載内容に誤り等がある場合には、還付金の支払いが遅れる場合や、還付できない場合がありますので、必ず記載内容をご確認ください。

3 還付申請書の具体的な記入例

【登録自動車の場合】①-イ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が個人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
自動車登録番号: 品川57る1234 車台番号: AB1-1234567 移動報告番号: 123456789123	金融機関名称: 甲乙銀行 支店名: 虎ノ門支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1234567
B 使用済自動車の所有者	
氏名: 国税 太郎 住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号: 100-1111 電話番号: 03-1111-1111	

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口々にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

永久抹消登録申請の場合は実印の押印が必要です。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR読取箇所（上記の□□部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【登録自動車の場合】①-ロ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が法人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
自動車登録番号: 品川57る1234 車台番号: AB1-1234567 移動報告番号: 123456789123	金融機関名称: 甲乙銀行 支店名: 虎ノ門支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1234567
B 使用済自動車の所有者	
氏名: 国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 所在地: 東京都千代田区霞が関2-1-3 郵便番号: 100-2222 電話番号: 03-1111-2222	

法人の場合は「2」を記入してください。

該当する項目の□にレを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

- 《記入について》
- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
 - ※ OCR読取箇所（上記の□□部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
 - ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
 - ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
 - ※ 住所は、必ず登記上の本店所在地を記入してください。
 - ※ OCR読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
 - ※ 個人番号又は法人番号は、申請者の法人番号を記入してください。
 - ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【登録自動車の場合】③ 代理人が還付金を受領する場合の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
自動車登録番号: 品川57る1234 車台番号: AB1-1234567 移動報告番号: 1256789123	金融機関名称: ABC銀行 支店名: 西新橋支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1234567
B 使用済自動車の所有者	D 代理受領者
氏名: 国税 太郎 住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号: 100-1111 電話番号: 03-1111-1111	氏名: 代理 二郎 住所: 東京都港区虎ノ門2-2-2 郵便番号: 105-4444 電話番号: 03-1111-4444

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口にしを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

《記入について》

永久抹消登録申請の場合は実印の押印が必要です。

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR読取箇所(上記の□□部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
- ※ 振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。
- ※ 代理人が還付金を受領する場合は、申請者(所有者)が記載した代理受領用の委任状の提出が必要です(9ページ参照)。

【登録自動車の場合】④ 共同所有者が還付申請する場合の記入例

A 使用済自動車	C1 振込先口座	C2 振込先口座
自動車登録番号: 品川57る1234 車台番号: AB1-1234567 移動報告番号: 123456789123	名義人【国税太郎】 金融機関名称: 甲乙銀行 支店名: 虎ノ門支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 1234567	名義人【国税花子】 金融機関名称: 乙丙銀行 支店名: 霞が関支店 口座種類: 普通預金 口座番号: 7654321
B 使用済自動車の所有者(代表者)	D 共同所有者	
氏名: 国税太郎 住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号: 100-1111 電話番号: 03-1111-1111	氏名: 国税花子 住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号: 100-1111 電話番号: 03-1111-1111	

個人の場合は「1」を記入してください。

該当する項目の口にしを記入してください。以下は永久抹消登録申請の場合の例示です。

- 《記入について》
- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
 - ※ OCR読取箇所(上記の□□部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
 - ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
 - ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
 - ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
 - ※ OCR読取箇所の住所は、運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている住所コードブックにより、該当するコードを記入してください。
 - ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
 - ※ 共同所有者のいずれか一人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。
 - ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

自動車重量税還付申請書付表 3

令和 3 年 4 月 1 日

共同所有者に関する事項	住所	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101	共同所有者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号は、こちらへ記入してください。
	氏名又は名称及び代表者氏名	国税 太郎	国税 花子	
	電話番号	03-1111-1111	03-1111-1111	
	受領割合(分数表記)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
還付される税金の受取場所	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	乙丙 銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 本所・支所	霞が関 本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	預金	普通 預金	預金
	口座番号		7654321	
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	-	-
その他の場合	ゆうちょ銀行支店名又は郵便局名	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局

- 注意 1 この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
- 2 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行の貯金の口座への振込みを希望する場合は、貯金口座の記号番号を、ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な支店名・郵便局名を記載してください。

※整理欄 照会番号

※整理欄については記入不要です。

【登録自動車の場合】⑤ 委任状の記入例

《代理人が還付申請手続を行う場合に必要となる委任状》

委 任 状

受任者 住所 **東京都港区虎ノ門1-1-1**
氏名 **申請 一郎**

上記の者を代理人と定め下記自動車の
 { 1. 永久抹消登録申請
 ② 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
 3. 解体の届出
 4. 解体の届出及び自動車重量税還付申請 } に関する権限を委任します。

自動車登録番号 又は車台番号	品川57る1234 (AB1-1234567)
-------------------	--

令和 3 年 4 月 1 日

委任者 (使用済み自動車の所有者)
(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 **国 税 太 郎**

住所 **東京都千代田区霞が関3-1-1-101**

永久抹消登録申請の場合は
実印の押印が必要です。

国
税

御注意 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請を行う場合にあっては、委任者(使用済み自動車の所有者)は、押印することを要しない。

《代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状》

委 任 状

受任者 住所 **東京都港区虎ノ門2-2-2**
氏名 **代理 二郎**

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号 又は車台番号	品川57る1234 (AB1-1234567)
-------------------	--

令和 3 年 4 月 1 日

委任者 (使用済み自動車の所有者)
(フリガナ) コクゼイ タロウ

氏名又は名称 **国 税 太 郎**

住所 **東京都千代田区霞が関3-1-1-101**

還付金の受領権限の委任状は、
必ず使用済み自動車の所有者の方が
記載してください。

御注意 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【軽自動車の場合】①-イ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が個人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	金融機関名称：甲乙銀行 支店名：虎ノ門支店 口座種類：普通預金 口座番号：1234567
B 使用済自動車の所有者	
氏名：国税 太郎 住所：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	

個人の場合は「1」を記入してください。

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にしを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR読取箇所（上記の□□の部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ OCR読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【軽自動車の場合】①-ロ 所有者本人が還付申請する場合（所有者が法人の場合）の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	金融機関名称：甲乙銀行 支店名：虎ノ門支店 口座種類：普通預金 口座番号：1234567
B 使用済自動車の所有者	
氏名：国税商事株式会社 代表者 国税 太郎 所在地：東京都千代田区霞が関2-1-3 郵便番号：100-2222 電話番号：03-1111-2222	

法人の場合は「2」を記入してください。

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は□にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記載してください。

- 《記入について》
- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
 - ※ OCR 読取箇所（上記の□□の部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR 読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
 - ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
 - ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
 - ※ 住所は、必ず登記上の本店所在地を記入してください。
 - ※ OCR 読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
 - ※ 個人番号又は法人番号は、申請者の法人番号を記入してください。
 - ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

【軽自動車の場合】③ 代理人が還付金を受領する場合の記入例

A 使用済自動車	C 振込先口座
車両番号：品川50あ1234 車台番号：XY1-1234567 移動報告番号：123456789123	金融機関名称：ABC銀行 支店名：西新橋支店 口座番号：1234567
B 使用済自動車の所有者	D 代理受領者
氏名：国税 太郎 所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	氏名：代理 二郎 住所：東京都港区虎ノ門2-2-2 郵便番号：105-4444 電話番号：03-1111-4444

個人の場合は「1」を記入してください。

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の例示です。

軽第4号様式の3

自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書

①業務種別 ②処理 ③例外 ④制限解除 ⑤返納 ⑥重量税還付申請の有無 ⑦移動報告番号

0082 7 訂正 之戻元 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

① 車台番号 (ローマ字記入は下線でマークして下さい) ② 車台番号 (ローマ字記入は下線でマークして下さい)

品川 50 あ 1234 1234567

① 個人 ② 法人

1 申請者

コクゼイ タロウ

国税 太郎

130010073 3 1 1 1 0 1

① 郵便番号 ② 電話番号 (市外番号、市内番号、加入者番号をすべて記入) ③ 代理受領者有無区分 ④ 共同所有者区分 ⑤ 申請者所有者コード

100-1111 03 1111-1111 代理受領なし 共同所有者 申請者所有者コード

① 金融機関種別 (右の金融機関種別に該当しない場合は、金融機関種別を「9」その他とし、金融機関名を欄に逐次記入)

ABC

① 支店種別 (右の支店種別に該当しない場合は、支店種別を「9」その他とし、支店名を欄に逐次記入)

西新橋

① 口座番号又は記号番号 (左記で記入) ② 口座種別 (郵便局の場合は記入しないで下さい) ③ 個人番号又は法人番号

1234567 1 普通預金 4 通知預金 9 その他 2 当座預金 5 加算預金 ④ 振込先口座番号

987654321098

① 代理人氏名 (フリガナを記入して下さい) (カタカナで記入、漢字で記入して下さい) (漢字・半角カタカナで記入) (フリガナ)

ダイリ ジロウ

代理 二郎

130030707 2 2 2

① 郵便番号 ② 電話番号 (市外番号、市内番号、加入者番号をすべて記入) ③ 解体報告がなされた年月日 ④ 還付を受けようとする金額 ⑤ 軽自動車検査協会 税務署長 殿

105-4444 03 1111-4444 3 3 31 軽自動車検査協会 税務署長 殿

氏名又は名称 国税 太郎 氏名又は名称 国税 太郎 氏名又は名称 代理 二郎

住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101 住所 東京都港区虎ノ門2-2-2

自動車検査証返納に伴う解体届出を行う場合、所有者と使用者が同一の者であっても両方共に記載してください。

- 《記入について》
- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
 - ※ OCR読取箇所(上記の□□の部分)の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
 - ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
 - ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
 - ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
 - ※ OCR読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
 - ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。
 - ※ 振込先口座は、代理受領者名義の口座となります。
 - ※ 代理人が還付金を受領する場合は、申請者(所有者)が記載した委任状の提出が必要です(16ページ参照)。

【軽自動車の場合】④ 共同所有者が還付申請する場合の記入例

A 使用済自動車	C1 振込先口座	C2 振込先口座
車 両 番 号：品川50あ1234 車 台 番 号：XY1-1234567 移 動 報 告 番 号：123456789123	【国税太郎】 金融機関名称：甲乙銀行 支 店 名：虎ノ門支店 口座種類：普通預金 口座番号：1234567	【国税花子】 金融機関名称：乙丙銀行 支 店 名：霞が関支店 口座種類：普通預金 口座番号：7654321
B 使用済自動車の所有者（代表者）	D 共同所有者	
氏 名：国税 太郎 住 所：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	氏 名：国税 花子 住 所：東京都千代田区霞が関3-1-1-101 郵便番号：100-1111 電話番号：03-1111-1111	

個人の場合は「1」を記入してください。

自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合は口にレを記入してください。以下は自動車検査証の返納を伴う解体届出の場合の記入例です。

《記入について》

- ※ 各欄を左詰めで記入してください。
- ※ OCR読取箇所（上記の□□の部分）の記入は、申請事項を「漢字・ひらがな・カタカナ・数字・ローマ字及び記号」により、鉛筆を用いて明確に記入してください。OCR読取箇所以外はボールペンなどで記入してください。
- ※ 車台番号は、自動車検査証の車台番号のうち下7桁を記入してください。
- ※ 移動報告番号は、リサイクル券の「使用済自動車引取証明書」に記載されている移動報告番号を記入してください。
- ※ OCR読取箇所の住所は、軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられているコード番号一覧表により、該当するコードを記入してください。
- ※ 住所は、必ず住民票の現住所を記入してください。
- ※ 個人番号又は法人番号は、申請者のマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- ※ 共同所有者のいずれか一人を代表として還付申請書に記入し、次ページの付表3には還付申請書に記入した者の「共同所有者に関する事項」までを記入し、他の共同所有者について記入します。
- ※ 振込先口座は、使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります。

自動車重量税還付申請書付表 3

令和 3 年 4 月 1 日

共同所有者に関する事項	住所	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101	東京都千代田区霞が関 3-1-1-101	共同所有者のマイナンバー(個人番号)又は法人番号は、こちらへ記入してください。	
	氏名又は名称及び代表者氏名	国税 太郎	国税 花子		
	電話番号	03-1111-1111	03-1111-1111		
	受領割合(分数表記)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
還付される税金の受取場所	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	乙丙 銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 本所・支所	霞が関 本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金の種類	預金	普通 預金	預金	預金
	口座番号		7654321		
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	-	-	-
	ゆうちょ銀行支店名又は郵便局名	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局

- 注意
- この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要な事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
 - 還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
 - 還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行の貯金の口座への振込みを希望する場合は、貯金口座の記号番号を、ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な支店名・郵便局名を記載してください。

※整理欄 照会番号

※整理欄については記入不要です。

【軽自動車の場合】⑤ 申請依頼書及び委任状の記入例

《代理人が還付申請を行う場合に必要となる申請依頼書》

申請権限の依頼書は、返納届・解体の届出を共に行う場合、使用者と所有者の両名の記載が必要となります（同一の者の場合であっても同様です。）。

申 請 依 頼 書

私は、今般

氏名 申請 一郎	を代理人と定め、下記検査対象軽自動車の
住所 東京都港区虎ノ門1-1-1	

1. 検査証返納届・解体の届出
2. 解体の届出
- ③ 返納届・解体の届出及び自動車重量税還付申請
4. 解体の届出及び自動車重量税還付申請

に関する手続きを委託します。

記

車 両 番 号	車 台 番 号
品川50あ1234	XY1-1234567

令和3年4月1日

使用者 氏名又は名称 国税 太郎 住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101	届出者/申請者 (所有者) 氏名又は名称 国税 太郎 住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1-101
--	---

《代理人が還付金を受領する場合に必要な委任状》

委 任 状

受任者 氏名 **代理 二郎**
 住所 **東京都港区虎ノ門2-2-2**

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

車 両 番 号	車 台 番 号
品川50あ1234	XY1-1234567

令和3年4月1日

委任者(使用済自動車の所有者)
 (フリガナ) **コクゼイ タロウ**

氏名又は名称 **国税 太郎**

住 所 **東京都千代田区霞が関3-1-1-101**

御注意 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

還付金の受領権限の委任状は、必ず使用済自動車の所有者の方が記載してください。

【共通】① 還付申請書のOCR読取箇所に氏名などが記入しきれない場合の記入例

会社名が、「株式会社国税自動車販売システムサービスジャパン」の場合。

【登録自動車の場合の記入例】

自動車重量税還付申請書 第3号様式の3

品川 57 る 1234 1234567

2 カブシキガイシャ コクゼイジドウシャハンバイシステムサービスジャパン

株式会社 国税自動車販売システムサービスジャ

130010073 3 1 1 1 0 1

還付申請書のOCR読取箇所に記入しきれなかった部分を付表2に記入した場合には「1」補完有としてください。

自動車重量税還付申請書 付表2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

品川 57 る 1234

還付申請書のOCR読取箇所に記入しきれなかった部分を記入します。

申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢字

パン

申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢字

代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

《記入について》

※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

【共通】② 住所や所在地等が住所コード表に無い場合の記入例

住所が、東京都千代田区新町3丁目1番1号で「東京都千代田区」までが住所コードにあり、「新町」以降が住所コードに無い場合。

【登録自動車の場合の記入例】

■ 永く抹消登録申請書 解体届出書 自動車重量税還付申請書 第3号様式3

①業務種別 ②出張 ③処理 ④制限解除 ⑤重量税還付申請の有無 ⑥自動車登録番号 ⑦車台番号

13511 品川 57 る 1234 1234567

自動車重量税還付申請欄（自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入して下さい）

⑧氏名又は名称 ⑨移動報告番号

1 コクゼイ タロウ 123456789123

住所 130030000 1

東京都千代田区までの住所コードを記入してください。

自動車重量税還付申請書 付表2
(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合)

住所がコード表に該当がなく、付表2に該当のない部分を記入した場合は、「1」補完有としてください。

自動車登録番号（還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。）

品川 57 る 1234

申請者の氏名又は名称（還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。）

フリガナ

漢字

申請者の住所（住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。）

住所 新町3丁目1番1号

代理受領者の氏名又は名称（還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。）

フリガナ

漢字

代理受領者の住所（住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。）

住所

《記入について》

- ※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。
- ※ 登録自動車の場合で住所が運輸支局や自動車検査登録事務所に備え付けられている「住所コードブック」に該当がない場合は、還付申請書に該当する部分（県や市）までのコード番号を記入するとともに、町村コード欄が空欄となる場合には町村コード欄に「0（ゼロ）」を記入し、該当のない部分以降を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。
- ※ 軽自動車の場合で住所が軽自動車検査協会の事務所等に備え付けられている「コード番号一覧表」に該当がない場合は、還付申請書に該当する都道府県コード番号のみを記入するとともに、市区郡コード欄、町村コード欄及び小字コード欄に「0（ゼロ）」を記入し、都道府県以外の住所を付表2に記入して還付申請書と併せて提出してください。

【共通】③ 郵便局窓口で還付金の受取りを希望する場合の記入例

受取郵便局名：虎ノ門中央郵便局

【登録自動車の場合の記入例】

郵便局の場合は「0」を記入します。

振込先口座	金融機関種別 0	金融機関種別 1 郵便局 2 銀行 3 信用金庫 4 信用協同組合 5 信用組合 6 協同組合 7 労働組合 8 農協 9 その他
	支店名	支店種別 1 本店 2 支店 3 出張所 4 その他
	口座番号又は記号番号	口座種別 1 普通預金 2 定期預金 3 貯蓄預金 4 通知預金 5 当座預金 6 その他

《記入について》

※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。

【共通】④ ゆうちょ銀行の口座へ還付金の振込みを希望する場合の記入例

貯金総合通帳
記号：1 2 3 4 0
番号：1 2 3 4 5 6 7 1

ゆうちょ銀行の場合は「0」を記入します。

【登録自動車の場合の記入例】

振込先口座	金融機関種別 0	金融機関種別 1 郵便局 2 銀行 3 信用金庫 4 信用協同組合 5 信用組合 6 協同組合 7 労働組合 8 農協 9 その他
	支店名	支店種別 1 本店 2 支店 3 出張所 4 その他
	口座番号又は記号番号 1 2 3 4 0 1 2 3 4 5 6 7 1	口座種別 1 普通預金 2 定期預金 3 貯蓄預金 4 通知預金 5 当座預金 6 その他

記号部分 (5桁) 番号部分 (2～8桁)

《記入について》

- ※ 軽自動車の場合についても各項目の記入は同じです。
- ※ 記号は5桁ですが、番号は2桁から8桁までありますので、記号と番号をつなげた7桁から13桁を左詰めで記入してください（「記号」の5桁以降（通帳再発行時に表示される「-2」など枝番）の記入は不要です。）。
 - ・ 貯金総合通帳の口座以外には、振込みできません。
 - ・ 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名（店番）」「口座番号」では振込みできません。
- ※ 使用済自動車の所有者ご本人名義の口座に限ります（代理人が還付金の受領権限を委任された場合はその代理人名義の口座となります。）。

【共通】⑤ 交付される自動車重量税還付申請書付表1について

3 ページの記入例による還付申請書を提出した際に受付窓口から交付される自動車重量税還付申請書付表1は、次のようになります。

(申請者用)

自動車重量税還付申請書付表1

令和3年 4月 1日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号	品川57る1234	○車台番号	AB1-1234567
○還付を受けようとする金額	6,150円 ※		
○申請者	氏名又は名称	コクゼイ タロウ	
		国税 太郎	
	郵便番号	100-1111	
	住所	東京都千代田区霞が関3-1-1-101	
	電話番号	03-1111-1111	

○振込先口座	金融機関名・支店名	甲乙銀行虎ノ門支店
	口座種類	普通預金
	口座番号	1234567

これらの事項について十分に確認してください。

※ 還付を受けようとする金額の計算方法
 納付された自動車重量税相当額 × 確定日（租税特別措置法施行令第五十一条の二第三項）の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て） ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 24,600円 × 6月 ÷ 24ヶ月、
 （参考）納付された自動車重量税額 24,600円、自動車検査証の有効期間の月数 24ヶ月、
 確定日 令和3年 3月 31日、自動車検査証の有効期間の満了日 令和3年 9月30日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

上記還付申請書付表1は、あらかじめ記載するものではなく還付申請書を提出することによって、受付窓口において交付されます。付表1には還付申請内容に基づいて計算した「還付を受けようとする金額」が計算方法と併せて記載されていますので、内容をその場で確認していただき、誤りが無ければ同内容での申請となります。

なお、交付された付表1は申請内容の控えとなりますので還付金を受け取るまで大切に保管しておいてください。

※ 付表1の記載内容に誤りがある場合には、運輸支局等の窓口に応じ出してください。記載内容に不備のある場合には、還付金の支払いが遅れる場合や、還付できない場合がありますので、必ずご確認ください。

《 参考 》

還付申請書付表1の「確定日」は、自動車の区分及び道路運送車両法の手続に応じて次のようになります。

区 分	道路運送車両法の手続	確 定 日
登録自動車	永久抹消登録申請	永久抹消登録日
	一時抹消登録をしている登録自動車の解体届出	「一時抹消登録日」と「報告受領日」のいずれか遅い日
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出	自動車検査証の返納日
	自動車検査証の返納をしている軽自動車の解体届出	「自動車検査証の返納日」と「報告受領日」のいずれか遅い日

※ 報告受領日とは、「使用済自動車を引き取ったことが引取業者から(財)自動車リサイクル促進センターに報告された」ことを国土交通大臣が同センターから報告を受けた日をいいます。通常、引取業者が同センターに報告をした日の翌日になりますが、翌日が土日、祝日、年末年始などの閉庁日となる場合は、その翌日となります。

【共通】⑥ 番号制度に係る自動車重量税還付申請書の提出について

《マイナンバー（個人番号）及び法人番号の記入について》

運輸支局又は軽自動車検査協会の事務所へ自動車重量税還付申請書を提出していただく際には、その申請書に個人の方はマイナンバー（個人番号）（12桁）、法人の方は法人番号（13桁）の記入が必要です。

記入場所は、それぞれ以下のとおりとなります。

登録自動車	軽自動車
<p>マイナンバー（個人番号）は12桁です。</p>	<p>法人番号は13桁です。</p>

《本人確認について》

マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際には、運輸支局等において、なりすまし等を防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）をさせていただきますので、申請をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いいたします。

・本人確認について

本人確認では、①正しい個人番号であることの確認（番号確認）及び②手続を行っている方が個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行う必要があります。

本人確認 = 番号確認 + 身元確認

・本人確認書類について

マイナンバーカード（個人番号カード）があれば、1枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。なお、マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類が必要となります。

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

<p style="text-align: center; background-color: #e69d00; color: white; margin: 0;">番号確認書類</p> <p style="font-size: small;">《ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード ※ ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ 	+	<p style="text-align: center; background-color: #70ad47; color: white; margin: 0;">身元確認書類</p> <p style="font-size: small;">《記入した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● パスポート ● 公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ
--	---	--

注）代理人の方が申請書を提出する際は、以下の書類が必要となります。

■ 代理人の方が申請書を提出する場合の本人確認書類

<p style="text-align: center; background-color: #4b0082; color: white; margin: 0;">代理権の確認</p> <p style="font-size: small;">《代理人が代理権を有していることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委任状 ● 戸籍謄本など（法定代理人である場合） 	+	<p style="text-align: center; background-color: #007040; color: white; margin: 0;">代理人の身元確認書類</p> <p style="font-size: small;">《申請書を提出する者が正しい代理人であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● パスポート ● 公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ
+		<p style="text-align: center; background-color: #e69d00; color: white; margin: 0;">本人の番号確認書類</p> <p style="font-size: small;">《申請者の個人番号（12桁）を確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカード ● 通知カード ※ などのうちいずれか1つ

※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

【マイナンバー制度の最新情報やお問合せ】

- ・内閣府「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」ホームページ
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

【国税に関するマイナンバー制度の最新情報】

国税のマイナンバー制度に関する情報やFAQについては、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

【共通】⑦ お問い合わせ先について

《 登録自動車に係る還付申請手続のお問い合わせ先 》 (2021年4月現在)

運輸局・運輸支局等	電話番号
札幌運輸支局	050(5540)2001
函館運輸支局	050(5540)2002
旭川運輸支局	050(5540)2003
室蘭運輸支局	050(5540)2004
釧路運輸支局	050(5540)2005
帯広運輸支局	050(5540)2006
北見運輸支局	050(5540)2007
青森運輸支局	050(5540)2008
〃 八戸自動車検査登録事務所	050(5540)2009
岩手運輸支局	050(5540)2010
宮城運輸支局	050(5540)2011
秋田運輸支局	050(5540)2012
山形運輸支局	050(5540)2013
〃 庄内自動車検査登録事務所	050(5540)2014
福島運輸支局	050(5540)2015
〃 いわき自動車検査登録事務所	050(5540)2016
茨城運輸支局	050(5540)2017
〃 土浦自動車検査登録事務所	050(5540)2018
栃木運輸支局	050(5540)2019
〃 佐野自動車検査登録事務所	050(5540)2020
群馬運輸支局	050(5540)2021
千葉運輸支局	050(5540)2022
〃 野田自動車検査登録事務所	050(5540)2023
〃 習志野自動車検査登録事務所	050(5540)2024
〃 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050(5540)2025
埼玉運輸支局	050(5540)2026
〃 熊谷自動車検査登録事務所	050(5540)2027
〃 春日部自動車検査登録事務所	050(5540)2028
〃 所沢自動車検査登録事務所	050(5540)2029
東京運輸支局	050(5540)2030
〃 足立自動車検査登録事務所	050(5540)2031
〃 練馬自動車検査登録事務所	050(5540)2032
〃 多摩自動車検査登録事務所	050(5540)2033
〃 八王子自動車検査登録事務所	050(5540)2034
神奈川運輸支局	050(5540)2035
〃 川崎自動車検査登録事務所	050(5540)2036
〃 相模自動車検査登録事務所	050(5540)2037
〃 湘南自動車検査登録事務所	050(5540)2038
山梨運輸支局	050(5540)2039
新潟運輸支局	050(5540)2040
〃 長岡自動車検査登録事務所	050(5540)2041
長野運輸支局	050(5540)2042
〃 松本自動車検査登録事務所	050(5540)2043
富山運輸支局	050(5540)2044
石川運輸支局	050(5540)2045

運輸局・運輸支局等	電話番号
愛知運輸支局	050(5540)2046
〃 西三河自動車検査登録事務所	050(5540)2047
〃 小牧自動車検査登録事務所	050(5540)2048
〃 豊橋自動車検査登録事務所	050(5540)2049
静岡運輸支局	050(5540)2050
〃 沼津自動車検査登録事務所	050(5540)2051
〃 浜松自動車検査登録事務所	050(5540)2052
岐阜運輸支局	050(5540)2053
〃 飛騨自動車検査登録事務所	050(5540)2054
三重運輸支局	050(5540)2055
福井運輸支局	050(5540)2057
大阪運輸支局	050(5540)2058
〃 なにわ自動車検査登録事務所	050(5540)2059
〃 和泉自動車検査登録事務所	050(5540)2060
京都運輸支局	050(5540)2061
奈良運輸支局	050(5540)2063
滋賀運輸支局	050(5540)2064
和歌山運輸支局	050(5540)2065
神戸運輸監理部兵庫陸運部	050(5540)2066
〃 姫路自動車検査登録事務所	050(5540)2067
広島運輸支局	050(5540)2068
〃 福山自動車検査登録事務所	050(5540)2069
鳥取運輸支局	050(5540)2070
島根運輸支局	050(5540)2071
岡山運輸支局	050(5540)2072
山口運輸支局	050(5540)2073
徳島運輸支局	050(5540)2074
香川運輸支局	050(5540)2075
愛媛運輸支局	050(5540)2076
高知運輸支局	050(5540)2077
福岡運輸支局	050(5540)2078
〃 北九州自動車検査登録事務所	050(5540)2079
〃 筑豊自動車検査登録事務所	050(5540)2080
〃 久留米自動車検査登録事務所	050(5540)2081
佐賀運輸支局	050(5540)2082
長崎運輸支局	050(5540)2083
〃 佐世保自動車検査登録事務所	050(5540)2084
〃 厳原自動車検査登録事務所	050(5540)2085
熊本運輸支局	050(5540)2086
大分運輸支局	050(5540)2087
宮崎運輸支局	050(5540)2088
鹿児島運輸支局	050(5540)2089
〃 奄美自動車検査登録事務所	050(5540)2090
沖縄総合事務局陸運事務所	050(5540)2091
〃 宮古運輸事務所	050(5540)2092
〃 八重山運輸事務所	050(5540)2093

《 軽自動車に係る還付申請手続きのお問い合わせ先 》 (2021年4月現在)

主管事務所・事務所等	電話番号
札幌主管事務所	050 (3816) 1763
函館事務所	050 (3816) 1764
旭川事務所	050 (3816) 1765
室蘭事務所	050 (3816) 1766
釧路事務所	050 (3816) 1767
帯広事務所	050 (3816) 1768
北見事務所	050 (3816) 1769
宮城主管事務所	050 (3816) 1830
青森事務所	050 (3816) 1831
〃 八戸支所	050 (3816) 1832
岩手事務所	050 (3816) 1833
秋田事務所	050 (3816) 1834
山形事務所	050 (3816) 1835
〃 庄内支所	050 (3816) 1836
福島事務所	050 (3816) 1837
〃 いわき支所	050 (3816) 1838
東京主管事務所	050 (3816) 3100
〃 練馬支所	050 (3816) 3101
〃 足立支所	050 (3816) 3102
〃 八王子支所	050 (3816) 3103
〃 多摩支所	050 (3816) 3104
茨城事務所	050 (3816) 3105
〃 土浦支所	050 (3816) 3106
栃木事務所	050 (3816) 3107
〃 佐野支所	050 (3816) 3108
群馬事務所	050 (3816) 3109
埼玉事務所	050 (3816) 3110
〃 所沢支所	050 (3816) 3111
〃 熊谷支所	050 (3816) 3112
〃 春日部支所	050 (3816) 3113
千葉事務所	050 (3816) 3114
〃 習志野支所	050 (3816) 3115
〃 袖ヶ浦支所	050 (3816) 3116
〃 野田支所	050 (3816) 3117
神奈川事務所	050 (3816) 3118
〃 湘南支所	050 (3816) 3119
〃 相模支所	050 (3816) 3120
山梨事務所	050 (3816) 3121
新潟主管事務所	050 (3816) 1850
〃 長岡支所	050 (3816) 1851
富山事務所	050 (3816) 1852
石川事務所	050 (3816) 1853
長野事務所	050 (3816) 1854
〃 松本支所	050 (3816) 1855

主管事務所・事務所等	電話番号
愛知主管事務所	050 (3816) 1770
〃 豊橋支所	050 (3816) 1771
〃 三河支所	050 (3816) 1772
〃 小牧支所	050 (3816) 1773
福井事務所	050 (3816) 1774
岐阜事務所	050 (3816) 1775
静岡事務所	050 (3816) 1776
〃 浜松支所	050 (3816) 1777
〃 沼津支所	050 (3816) 1778
三重事務所	050 (3816) 1779
大阪主管事務所	050 (3816) 1840
〃 高槻支所	050 (3816) 1841
〃 和泉支所	050 (3816) 1842
志賀事務所	050 (3816) 1843
京都事務所	050 (3816) 1844
奈良事務所	050 (3816) 1845
和歌山事務所	050 (3816) 1846
兵庫事務所	050 (3816) 1847
〃 姫路支所	050 (3816) 1848
広島主管事務所	050 (3816) 3080
〃 福山支所	050 (3816) 3081
鳥取事務所	050 (3816) 3082
島根事務所	050 (3816) 3083
岡山事務所	050 (3816) 3084
山口事務所	050 (3816) 3085
香川主管事務所	050 (3816) 3122
徳島事務所	050 (3816) 3123
愛媛事務所	050 (3816) 3124
高知事務所	050 (3816) 3125
福岡主管事務所	050 (3816) 1750
〃 北九州市所	050 (3816) 1751
〃 久留米支所	050 (3816) 1752
〃 筑豊支所	050 (3816) 1753
佐賀事務所	050 (3816) 1754
長崎事務所	050 (3816) 1755
〃 佐世保支所	050 (3816) 1756
〃 厳原分室	050 (3816) 1757
熊本事務所	050 (3816) 1758
大分事務所	050 (3816) 1759
宮崎事務所	050 (3816) 1760
鹿児島事務所	050 (3816) 1761
〃 奄美分室	050 (3816) 1762
沖縄事務所	050 (3816) 3126
〃 宮古分室	050 (3816) 3127
〃 八重山分室	050 (3816) 3128

《 還付制度に関する一般的なお問い合わせ先 》

住所地等を管轄する国税局消費税課にお問い合わせください。

国税局	管轄都道府県	電話番号
札幌国税局	北海道	011 (231) 5011 (代表)
仙台国税局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022 (263) 1111 (代表)
関東信越国税局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県	048 (600) 3111 (代表)
東京国税局	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03 (3542) 2111 (代表)
金沢国税局	富山県、石川県、福井県	076 (231) 2131 (代表)
名古屋国税局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052 (951) 3511 (代表)

国税局	管轄都道府県	電話番号
大阪国税局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06 (6941) 5331 (代表)
広島国税局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082 (221) 9211 (代表)
高松国税局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087 (831) 3111 (代表)
福岡国税局	福岡県、佐賀県、長崎県	092 (411) 0031 (代表)
熊本国税局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096 (354) 6171 (代表)
沖縄国税事務所 (間税課)	沖縄県	098 (867) 3601 (代表)